

7 宇 産 農 第 1 6 1 1 号
令 和 7 年 12 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇治市長 松村 淳子

市町村名 (市町村コード)	宇治市 (24204)
地域名 (地域内農業集落名)	宇治川右岸 (五ヶ庄、槇島町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・大半は茶の生産を行っており、一部に水稻や野菜も生産している。
- ・狭小・不整形な農地が多い。特に農道幅員が狭く、軽トラック1台しか通れない農道もあり、農業基盤が整っておらず、大型の農業用機械が搬入できないなど効率的な営農が困難な状況にある。
- ・近年、キツネによる農地の穴掘り被害が発生しており、農作物への食害被害だけでなく、キツネ特有の感染症にも対応する必要がある。
- ・住宅地に近い地域であるため、施肥や薬剤散布など農作業に対する近隣住民の理解を得ながら実施している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も茶を中心とし、優良な農地を守っていく必要がある。また、農地所有者の耕作意欲が高く、将来の耕作者が決まっている農地が多い。引き続き、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の集約化や作付品目ごとの集団化(ゾーニング)を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

規模拡大意向のある農業者に農地の積極的な配分ができるよう農地中間管理事業のマッチング手法の検討を続け、効率的な営農ができるよう調整を図る。また、地区内の茶園は連なっているところが多く、一定の集団化ができている。今後も茶園が守られ、円滑な事業継承等が図られるよう支援していく。さらに、農地の流動化を進め集積・集約に向けた支援策の検討や、耕作放棄地発生抑制のための支援策の検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者が農地を別の農業従事者に引き継ぐ場合には、農地中間管理機構を通じて行うこととし、農地の集積・集約を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の集積・集約を促進するため、基盤整備事業に関する財源確保や地元負担の在り方などの研究を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

アンケート回答のあった農地のうち85%の農地では、将来の耕作者として、現在と同じ耕作者または後継者と回答しており、後継者への円滑な事業継承を京都府やJAと連携を図り、支援策の検討を進める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現時点では、該当する農業支援サービス事業者はないが、地域の特性を生かすことができるよう、調査・検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策:気象・生息環境の変化により鳥獣被害が増えてきている。イノシシ・鹿捕獲用の大型箱罠やキツネ捕獲用檻の購入、また侵入防止用柵への補助を検討するなど、獣友会と調整し、有害鳥獣の対策を進める。

④畠地化・輸出等(茶業):輸出に向けた生産者が行う活動に対して関係機関と連携を図り支援を行う。

⑩その他(防火等):農地付近の河川敷で花火をする人がおり、ほんずの藁や寒冷紗に落ちると火災が起こる危険性があるため、関係機関等と連携して対応策を検討する。

⑩その他(経営支援):農地の集約化や規模拡大等に伴う新たな投資への支援策の拡充の検討を図る。